平成27年2月定例会 環境対策特別委員会(付託) 平成27年3月3日(火) [委員会の概要]

丸若委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時34分) 直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 追加提出案件について(資料①)
- 追加提出予定案件について(資料②)

【報告事項】

○ 徳島県地球温暖化対策推進計画「重点プログラム」の改定素案について (資料③④)

福井県民環境部長

それでは、お手元にお配りをいたしております環境対策特別委員会説明資料(その3)によりまして、2月定例県議会に追加提出いたしました環境対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。私からは、一般会計の総括及び県民環境部関係の事項について御説明を申し上げ、その後、順次、各所管部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。今回御審議いただきます案件は、平成26年度歳入歳出補正予算及び繰越明許費でございます。

説明資料(その3)の1ページをお開きください。まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。平成26年度一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり、8億5,100万5,000円の減額をお願いいたしておりまして、補正後の予算総額は、40億99万8,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

このうち、県民環境部の補正総額は、同表上から2段目の左から3列目の欄に記載のとおり、2億8,488万円の減額をお願いいたしておりまして、補正後の予算額は、14億9,522万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして3ページをお開きください。次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、環境首都課関係でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①、一般環境対策費におきましては、事業費や貸付金の所要額の確定に伴う減により、1億5,949万3,000円

の減額をお願いいたしております。環境首都課合計では、1億5,949万3,000円の減額となり、補正後予算額は、10億3,800万5,000円となっております。

続きまして、環境指導課関係でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①、廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきましては、貸付額の確定などに伴い、5,680万9,000円の減額をお願いいたしております。環境指導課合計では、7,161万7,000円の減額となり、補正後予算額は、1億9,379万7,000円となっております。

続きまして、自然環境戦略課関係でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①、鳥獣等保護費におきまして、非常勤特別職の報酬改定に伴い、7万1,000円の増額をお願いいたしております。自然環境戦略課合計では、7万1,000円の増額となり、補正後予算額は、8,248万5,000円となっております。

続きまして、環境管理課関係でございます。目名、公害対策費の摘要欄②、一般公害対策費におきましては、貸付額や事業の所要額の確定等に伴う、3,810万3,000円の減額等により、合計で5,384万1,000円の減額をお願いし、補正後予算額は、1億8,093万8,000円となっております。

続きまして9ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。環境首都課所管の一般環境対策費では、メガソーラー等の整備や防災拠点への自然エネルギー導入に対する補助等に要する経費として5億5,000万円を、環境指導課所管の廃棄物ゼロ社会づくり推進費では、海岸漂着物等の回収、処理及び発生抑制に関する事業に要する経費として900万円を、それぞれ繰り越すことといたしております。これらの事業につきましては、補助対象等の諸事情による事業施行の遅れなど計画に関する諸条件により、年度内の完成が困難となったもので、繰越しの御承認をお願いするものでございます。

続きまして、2月定例県議会に追加提案を予定いたしております環境対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。お手元の説明資料(その4)の1ページをお開きください。こちらにつきましては、国の補正予算に盛り込まれました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、地域の課題解決につながる取組を速やかに実施するため、追加の補正予算をお願いするものでございます。一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり、1,200万円の増額をお願いいたしておりまして、補正後の予算総額は、40億1,299万8,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおり、全額、国庫支出金でございます。

3ページをお開きください。次に、各課別主要事項について、御説明を申し上げます。 環境首都課関係でございます。目名、計画調査費の摘要欄①、地域活性化・地域住民生 活等緊急支援費の新規事業、アの分散型エネルギー推進地域支援事業として、1,200万円 を計上いたしております。これは、地域の特性を生かした自然エネルギーの導入を促進す るため、エネルギーの地産地消に係るモデルプランの策定や小水力発電の手続サポート、 水素活用の普及啓発等を行うための経費でございます。環境首都課の補正後の予算総額は、 10億5,000万5,000円となります。

続きまして4ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。ただいま, 御説明をいたしました環境首都課所管の地域活性化・地域住民生活等緊急支援費1,200万円につきまして,年度内の執行が困難でありますことから繰越しの御承認をお願いするも のでございます。今後,事業の早期完了に鋭意努めてまいる所存でございますので,御理解を賜りたいと存じます。今議会に追加提案を予定いたしております案件の説明については,以上でございます。

続きまして、一点御報告をさせていただきます。お手元にお配りをいたしております資料1-1を御覧ください。徳島県地球温暖化対策推進計画重点プログラムの改定素案の概要についてでございます。この度、徳島県環境審議会環境政策部会におきまして御審議を頂き、資料1-2のとおり、素案として取りまとめたところでございます。

まず、1の改定の趣旨でございますが、重点プログラムにつきましては、徳島県地球温暖化対策推進計画における取組のうち、特に重点的に取り組むべきものをテーマ別にプログラムとして設定をいたしたものであります。平成26年度をもちまして現行の重点プログラムが終了しますことから、新たな展開を図るため、この度改定を行うものでございます。

次に2の素案の概要でございますが、まず、一点目といたしまして、本県の特性を生かした先進的な取組を中心に四つの重点分野として取りまとめ、平成27年度から平成30年度までの4年間において、県民総ぐるみで推進することといたしております。また、二点目といたしまして、平成25年12月に策定をいたしました第2次徳島県環境基本計画に掲げております七つの取組の柱を踏まえまして、特に、温暖化対策に重要なスマート社会づくりの推進、自然エネルギーの導入促進などを重点分野として掲げております。

3の今後のスケジュールでございますが、パブリックコメントを4月から実施し、その後、環境審議会での御意見を踏まえ、6月議会に改定案を御報告させていただくことといたしております。報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

小谷農林水産部長

続きまして、農林水産部関係の提出案件につきまして、御説明を申し上げます。お手元の説明資料(その3)の1ページをお開き願います。平成26年度一般会計補正予算案でございますが、農林水産部といたしましては、補正額の欄に記載のとおり、5億3,740万1,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額につきましては、19億7,403万4,000円となっております。なお、補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりであります。

続いて4ページをお開き願います。農林水産部の主要事項について,御説明を申し上げます。

まず、畜産課関係でございます。畜産振興費につきましては、国庫補助事業費の確定により、894万円の減額をお願いするものであります。

次に、農林水産技術支援本部関係でございますが、こちらは農作物対策費につきまして、 国受託事業費の確定などによる14万8,000円の減額など、農林水産技術支援本部合計で20 万1,000円の減額をお願いするものであります。

続いて、農村振興課関係であります。まず、農業総務費につきまして、国庫補助事業費の確定などにより2,100万4,000円の減額など、農村振興課合計で、2,250万4,000円の減額をお願いするものであります。

続いて5ページをお願いいたします。農業基盤課でございます。土地改良費におきまして、摘要欄①の団体営土地改良事業費などにおいて、国庫補助事業費の確定により、60万円の減額をお願いするものであります。

次に、林業戦略課でございますが、目欄3段目の造林費につきまして、摘要欄①の森林環境保全整備事業費などにおいて、国庫補助事業費の確定などにより、4億6,838万7,000円の減額など、林業戦略課合計で、4億6,759万5,000円の減額をお願いするものであります。

続いて、森林整備課でございます。治山費につきまして、摘要欄①の治山事業費などにおいて、国庫補助事業費の確定などにより、3,756万1,000円の減額をお願いするものであります。

続きまして10ページをお願いいたします。まず、繰越明許費の追加でございます。農業 基盤課の事業につきまして、最下段、翌年度繰越予定額の欄に記載のとおり、2億6,790 万円をお願いするものであります。

次に、繰越明許費の変更分でございますが、10ページ下段に記載のとおり、今議会において、先議により御承認を頂き、同時に繰越明許をお認めいただきました林業戦略課及び森林整備課の2事業につきまして、繰越予定額の変更をお願いするものであります。変更後の翌年度繰越予定額につきましては、最下段、補正後欄に記載のとおり、6億9,886万3,000円となっております。

繰越しをお願いする事業につきましては、計画に関する諸条件などから年度内の完成が 見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しをお願いするものであります。今後、できる 限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上で、農林 水産部関係の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

朝日県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出案件につきまして、御説明を申し上げます。お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお願いいたします。県土整備部関係では、下から3段目、合計で2,816万8,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、5億2,240万8,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。特別会計でございますが、流域下水道事業特別会計におきまして、754万3、000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、6億9、611万1、000円となっております。

6ページをお願いいたします。補正予算に係る県土整備部の主要事項につきまして、御 説明を申し上げます。

まず、住宅課におきましては、摘要欄①の建築基準法等施行費につきまして、民間建築物のアスベスト対策費に係る補助金の申請がなかったことに伴いまして、120万円の減額をお願いしております。

次に,河川振興課でございますが,総合流域防災事業費の決定に伴いまして,420万円 の減額をお願いするものでございます。

続く、水・環境課におきましては、廃棄物処理施設管理指導費などの事業費の決定に伴

い,合計で2,276万8,000円の減額をお願いしております。

続きまして7ページを御覧いただきたいと思います。流域下水道事業特別会計でございます。摘要欄の旧吉野川流域下水道建設事業費などの決定に伴いまして、合計で754万3,000円の減額をお願いしております。

続きまして11ページをお開きください。繰越明許費でございます。各事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成27年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。一般会計におきましては、翌年度繰越予定額といたしまして、河川振興課の総合流域防災事業費で、2,040万円、水・環境課の廃棄物処理施設管理指導費で、374万2,000円となっております。また、流域下水道事業特別会計では、翌年度繰越予定額といたしまして、旧吉野川流域下水道建設事業費で、3,210万円となっております。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件により年度内の完了が見込めないことから、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。事業効果の早期発現が図られますよう、今後ともできる限りの事業進捗に努めてまいりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。県土整備部関係の提出議案の案件については以上でございます。御審議のほど、どうかよろしくお願いを申し上げます。

小原副教育長

続きまして、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。教育委員会関係では、総括表の下から2段目にございますように、55万6,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、933万1,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。教育委員会の主要事項でございます。学校政策課でございますが、教育指導費の摘要欄①、学校教育振興費におきまして、国庫補助事業費の確定により、55万6,000円の減額をお願いいたしております。以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

大西委員

私からは、地球温暖化対策推進計画「重点プログラム」を改定したという御報告を頂きましたので、ここから少しやらせていただきます。

私は事前委員会でも、水素エネルギーの推進、水素社会の推進を県としても一生懸命取り組むべき、また、知事も非常に熱心に取り組んでおられるというイメージがありまして、その質問をさせていただきました。この重点プログラムの改定素案については、水素をエネルギーとして活用する社会の早期実現という項目を追加していただきまして、県としての取組も重点的に行っていこうという姿勢が見えるわけですけども、二酸化炭素を排出し

ない水素エネルギーの活用に向けた調査研究や、水素ステーション等インフラの普及施策 など、本県における水素社会の早期実現に向けた取組の推進を行うということを書いてい ただいております。

それで、前回の事前委員会でも申し上げたかどうかはちょっと忘れましたが、東京都でも同じような取組をされておりまして、行ってお聞きをしましたら、徳島県でいうスマートグリッド協議会と言うんですかね、それを東京都ではもう5回目、6回目の協議をして、水素社会実現へ向けた水素社会推進への具体的な取組計画、目標といったものを取りまとめておられました。最初、第何回かでその計画を取りまとめて、さらに次の協議会ではこういうことも、あるいはこのことについてはこういうふうに発展させる必要があるんじゃないかという追加もされておられて、どんどん進化をしているということのようでした。

徳島県の場合は、その協議会も1月に第1回を行ったばかりということはあるんでしょうけども、東京都のお話を聞いておりますと、申し上げたかもしれませんが、5年後の東京オリンピックに向けてその具体的な計画を実現するという取組でございまして、東京都内の路線バスを、全部ではないんでしょうけども燃料電池バスに替えるとか、燃料電池の船を走らせるとか、東京はフォークリフトが多いんでしょうかね、燃料電池フォークリフトを造ってどんどん使うとか、それから家庭用燃料電池の普及をしていく。既に東京では、大きな補助金ではありませんが、一家庭1台につき6分の1ぐらいだったと思いますが、それぐらいの補助金を出して家庭用燃料電池の普及にも努める。こういうようなことで御紹介させていただきましたけども、こういった東京が取り組んでいるような状況に早く持っていかなきゃいけない。

まず、今私が読み上げました、この重点プログラムの改定素案に載せて、水素社会の早期実現に向けた取組の推進を図っていくわけですけども、具体的な水素社会の施策の目標であるとか取組、推進方針といったものを計画としてまず取りまとめていただければ。行政の場合は、まず計画を作ってその計画を実行するということになりますので、水素社会推進の取組の計画、当然協議会に諮らなきゃいけないんだろうとは思いますけども、まず県の素案を早く作らなきゃいけない、こういうように思います。そして協議会に提出をし、検討をしてもらい、協議会の各委員の意見も取り入れて、早期に計画案を作って発表していくことが必要だと思うんです。こういう計画案を作るお考えが当然なきゃいけないと思いますが、お考えはあるのか、そしていつぐらいまでにこういう計画案を作って発表していくのか。こういうようなことを含めて、今後の取組姿勢をお聞きしたいと思います。

北川自然エネルギー推進室長

ただいま計画を早期に取りまとめるべきでないか、それからいつを目指すのかといった 二点について御質問いただいております。さきの一般質問で知事から答弁をいたしたとお り、水素社会が今正に動き始めたところでございます。本県がこれを先導していくとの気 概で、スピード感を持って取り組んでいくことが重要であると考えております。このため、 今、委員からありました燃料電池自動車の普及目標や水素ステーションの整備目標を盛り 込んだ徳島県水素グリッド構想、まだ仮称でございますが、これについて、次回の水素グ リッド導入連絡協議会において委員の皆様に御論議いただき、年度内に中間報告という形 で方向性をお示しできるよう策定作業を加速してまいりたいと考えております。

大西委員

今,北川室長から、年度内に方向性は決定して進めていきたいということでございました。これ、方向性とだけ一言で言われましたけど、やっぱり具体的に数値目標を作って、東京都のようにたくさんのことはできないとしても、水素ステーションを何基造るとか、それから燃料電池バス、これは知事も九州大学に行って直接視察をされておりますけども、燃料電池バスを見てきたと、乗ってきたと言われていました。その燃料電池バスを徳島県でも何台導入していくというような具体的な目標を定めていかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。結局5年後に東京都がやると言っているんですから、それに遅れたとしても、できるだけやっていくためには早く計画を策定して、より具体的な計画でなければいけないと思うんですけど、そういう具体的な施策と数値目標も入れ込んでいくということで、方向性という一言、ということでよろしいんでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

ただいま委員より、具体的な数値目標が計画に盛り込まれるのかといった御質問でございます。先ほど方向性というお話で御答弁させていただきましたが、当然この計画は、事業者の方と一緒になって作っていく計画と私どもは認知しております。ステーション等は民間の事業者の方がやっていくものでございます。一番大事になってまいりますのは採算性等を検討していかなければいけないということになってまいります。と申しますと、車が将来何台ぐらい売れるのか、それからステーションをその場合に何基ぐらい造る必要があるのかといった数値目標は、当然必要になってまいると思っております。ということで、先ほど言いました普及目標、ステーションの整備目標を計画に盛り込むといった答弁につきましては、具体的な数値目標を盛り込んでいきたいと考えております。

大西委員

分かりました。是非具体的にこれだけやりますということを取り組んでもらわないと進まないと思いますので、よろしくお願いします。

それと、これについてはもう一つだけ。企業局で私は質問したんですけども、メガソーラー発電所についてこの環境委員会で質問した時に、メガソーラーをやっていただける民間事業者をどんどん作っていって手を挙げてもらいたいというようなお答えしかなかったんですけども、結局、私の主張としては県が直接メガソーラーを造るべきだと。そうしないと徳島県として先頭を走って強力に推進しているということにはならないんじゃないかとずっと申し上げて、県でやっていただいたんですが、実際やるとしたらやっぱり企業局しかないということで、企業局にメガソーラーを造っていただいたと、こういうことなんです。

この水素社会の実現、水素ステーションであったり家庭用燃料電池、屋内型の燃料電池の普及とかについてはやっぱり電気と密接に結び付いていることでございますので、企業局も巻き込んでいかなければ。県独自の施策と言ったって、環境部局、自然エネルギー推進室、北川室長のほうで予算を計上して水素ステーションを実際やるのかと言ったら、直接県はやらないんですよ、環境部局では。今までのところずっと、環境は一生懸命音頭だ

け取るけども、民間事業者が手を挙げていただくのを待っている、啓発をするという方向 性しかないので、やっぱり実際県が具体的に行動するということになったら企業局じゃな いかと、私は思うんですよね。

水素エネルギーの活用にしても、電気と関係が少しはあるんですけど、なくても新たなエネルギー、環境に優しいエネルギーということでやっていくわけですから、徳島県の窓口としては、具体的な施策、県独自の施策としては企業局で受け持って、それで推進していくということになるのかなと私は思うんです。ですから、このスマートグリッド協議会に企業局は参加していないと言っていましたが、しているんだったらしているでよりやっていただきたいと思うし、参加していないんだったら是非とも環境部局から企業局にも呼び掛けをして。企業局が実際、具体的に何かをするという前提じゃなくて、企業局も一緒になって、関係部局と企業局が手を取り合って推進してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

委員御提案の発電の現場を持っている企業局という強い組織を取り込むといいますか,協力を願っていけばどうかという御質問かと思っております。当然,水素社会というところに入っていきますと全庁的に協力を頂かないといけないと,基本的に思っておりますので,担当レベルでは企画員室という形で企業局の職員の方も前回の会議に出ていただいておりまして,まず協力は頂いていると思っております。ただ,今後そういった現場の強みを生かしてどのように取り組んでいただけるのか,企業局に相談して協力を願っていければと思っておりますので,どうか御理解よろしくお願いします。

大西委員

この一番後ろの壁際にお座りになられている方が連絡員という位置付けでお座りになられていると思うんです。今のお答えでしたら、いわゆる担当者の方が、もし何か企業局に関係することがあったらそれを持って帰ろうという様子伺いみたいな、情報収集員みたいな位置付けで、前回第1回目に入っていただいたという趣旨だと思うんです。せっかくそういう形で入っていただいているんだったら、正式なメンバーとして企業局も入ってもらって、どういうふうに取り組んでいくのかという方向性も企業局として、組織として一緒になって取り組んでいくほうが私はいいんじゃないかと思いますので、それは是非そうしていただきたいと要望しておきます。

それから次に、一つだけ。私がずっと思っていたことですが、汚水処理率が徳島県はワーストワンでありまして、これを何とか汚名返上できないものかということで、今まで何回か質問してきましたけども、結局ワーストツーの和歌山県も一生懸命やっているということになってきて、その差がなかなか埋まらない。それで最終的に、最低でもここ10年や15年は徳島県はワーストワンであるという感じの答弁が以前にあったんです。徳島県として環境首都とくしまを目指すなんていうことを標榜しているのにそれでいいのかと、こう思うようなことがありまして、何とか抜け出せないか、あるいは現状でもいろいろ考えていかなきゃいけないんじゃないかということを思っていました。それで、その中から確認の質問をさせてもらいます。

一つは、まず具体的な話なんですけども、吉野川右岸で流域下水をされておりますけども、よく下水道になりますと接続率を言いますよね。結局、その面積、公共下水がカバーする汚水処理の件数はこれだけですと、完成すると出るんですけど、接続しなかったら全然それにカウントされない。逆に言うと、そこの地域は浄化槽を付けた家が幾らあってもカウントされないという変な計算になるわけですね。そういうことからいって、県が担当している流域下水は今接続率が何パーセントになっておって、県としてはですよ、市町村が頑張っています、市町村はこんなことしていますじゃないんです、県としてはその接続率を上げるのにどんな努力をされているのかお聞きをしたいと思います。

川端水·環境課長

まず、大西委員から流域下水道の接続状況についての質問がございました。これまでの接続状況についての時系列的な状況について御説明いたしますと、平成21年度末におきましては接続率は15.9パーセント、平成22年度末は20.2パーセント、平成23年度末は28.1パーセント、24年度末は34.6パーセント、平成25年度末時点においては37.5パーセントで、今年度、1月31日現在の接続率の状況は40パーセントとなってございます。これまで純増傾向にございますけれども、引き続き有効な方策を検討しつつ接続率の向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに県としてどういう取組をしているのかという御質問でございますけれども、接続率の低い市町村に対しては、ゼロ予算事業でございますけれども、県が市町村職員と一緒になって戸別訪問を行って、理解を深めていただく取組を昨年度から実施しているところでございます。

大西委員

今の接続率の状況はよく分かりました。少しは増加しているということなので評価いたしますが、26年1月末現在で40パーセントということで、まだ半数も接続できていないということでございます。まだ5年ほどしかたっていないので、それぐらいだろうということにはなるんでしょうけども、先ほども申し上げましたように、この汚水処理率から考えると公共下水、流域下水が足を引っ張っていることで、汚水処理率がワーストワンになっています。ですから、私が申し上げたように接続率を高めなきゃいけない。これは市町村がやっている公共下水もありますので、流域下水だけで飛躍的に向上するということはないかもしれませんが、是非とも接続率を上げていっていただきたい。

この接続率を上げる方法というのは、県として今までやってきていないということがあるとは思うんですけど、ゼロ予算で、人が一生懸命汗かいて戸別訪問して説得していくということなんですけども、それではなかなか上がらないんではないかと思います。資金を投下して、接続していただいた方にメリットがあるような、いわゆる一番早い話が補助金でしょうけども、補助金でなくても、例えば、一生懸命県の職員と市町村の職員だけが接続してくださいと言うんじゃなくて、接続する業者さんにメリットがあるとか、そういうようなこともしていかなければいけないんじゃないかと思うし、お金にもし余裕があるんだったら、今年度に限り、例えば接続していただいた方には特別にこういう記念品を差し上げますというようなことも考えたり、ありとあらゆる手段を考えるべきと思うんです。

ただ説得するだけでなくて、普及啓発するだけじゃなくて、そういうことを考えられていないのかどうかお聞きしたいと思います。

川端水·環境課長

大西委員から、接続率を高めるために様々な対策を講ずるべきでないかという御質問でございますけれども、現在、市町村によって違うわけなんですけども、接続に関して各市町村は最大二十万円程度の接続助成をやっておりまして、接続推進を図っているところではございます。それがこの現在の40パーセントになったという因果関係はちょっと不明なわけですけれども、各市町村は接続推進員を雇用して、各戸別訪問をしながら、接続の推進について市民、町民の皆様の御理解を深めていただくための方策も並行してやっておるということで、よろしくお願いします。

大西委員

よろしくお願いしますと言われても。私は何かやるべきだと思うんですね。二十万円前後の助成金を市町村が出しているということなんですけども、県としても独自に何か出す、業者に対してメリットになる、契約を何件取ってきたらこういうメリットがありますよとかいうこともやったりしていいんじゃないかと思うんですけどね。

もう一つ、そういったことは工夫してやってもらいたいと思うんですが、これは流域下 水ではありませんが、私自身の経験として、私はもう公共下水に接続しました。公共下水 管ができましたので接続できますよということになるんですけども,公共下水の工事が始 まっても浄化槽の法定検査を受けなさいと保健所から来るわけですよ。受けないと駄目で すよみたいな手紙がきて。だけど、公共下水がそこにできるわけですから、公共下水に接 続するんですよとその業者さんに言っているんです、私も。だけど、受けてくださいとは がきが3回ぐらい来るんです。これ、何か気分害するしね。公共下水がそこに今年の何月 にできるんです、もうそこに接続するんだからいいじゃないですかと主張している人がい るんだったら、それは公共下水に是非接続してください、必ず接続してくださいねと、法 定検査をする人も会社も言うべきだと思うんですよ。それを接続するまでずっと、今年度 も法定検査を受けなければなりません、あなたは何月ですから何月には法定検査を受けな ければなりません、清掃も管理もしなければなりませんみたいなことだと、もういいわと、 壊れたわけじゃないんだから、それ以上お金をかけるんだったらもう接続しないでそのま ま浄化槽にしたって別にいい、ということで接続しない人が私は増えると思うんですよ。 その方は既に浄化槽があるわけですから。新たに公共下水の地域になる方については,い ついつ公共下水の工事が行われますということで、接続するかどうかアンケートを採って、 接続する方についてはもう浄化槽は結構ですから必ず接続してくださいねと、そういうよ うな取組が必要だと思うんですよね。それは流域下水でも同じだと思います。そういう取 組をしてもらいたいと思うんですけど、公共下水についても市町村にそういうふうに言っ てもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

川端水・環境課長

大西委員から、下水道の整備計画区域と浄化槽の法定検査が二重負担になるというお話

があったと思うんですけれども、以前に大西委員からそういった指摘がございまして、先 般10月にそうした浄化槽設置者に対する、県民に対する負担軽減のために、将来下水道の 接続予定者に対しては法定検査を免除してはどうかということを徳島県環境技術センター に対して指導しまして、協議をした結果、最大1年間猶予するということで、結果的には 二重負担にはならない形になったと認識してございます。

大西委員

以前に私が指摘したことで川端課長が一応対応していただいたということでございますけども、そういう細かなことも気持ちよく接続していただける一つの要因になりますので、 是非ともそういうことについてはどんどん改善していってもらいたいと思います。

それで、最後になりますけども、汚水処理率の話については、私の今までの認識では、 公共下水、流域下水の接続率、それ以外の地域での浄化槽の設置率、それから農林業の集 落排水、漁村の集落排水、こういったものの普及率で計算すると思うんですけど、徳島県 の場合は、農林業とか漁村の集落排水事業、それから都市部での浄化槽の設置率ってかな り進んでいると認識しています。公共下水、流域下水だけが、範囲になったのに接続しな いからそういうふうに落ちていると。要するに、徳島県の場合、公共下水、流域下水が足 を引っ張っている、正確じゃないかもしれませんけど、そういう構図があると思うんです よ。それで、もっと正確に汚水処理率というのを出すべきじゃないのかと。今私が申し上 げた公共下水、流域下水、浄化槽設置率、それから集落排水の設置率といったものの全国 47都道府県の順位を、一緒くたに汚水処理率なんていうことにしないで、別々に発表した ほうがいいと思うんです。これは発表する国の方法、施策ですから、川端課長がやります、 やりませんという話ではないんですけども、徳島県があと10年、15年はワーストワンであ るというイメージ、今までの質問で私もそういうイメージがあるんですけど、そこから何 とか脱するために逃げ道を作って、汚水処理は全て徳島県はワーストワンなんだというこ とを避けるような方法はないのかと思います。それぞれの各関係省庁に要望して、そして 各省庁で今私が言ったジャンル別に47都道府県の順位を出すと。十把一絡げで汚水処理率 みたいなことでやらないでくれというようなことを、知事がいつも言う提案型の要望で、 うちは浄化槽はすごいんですと、集落排水は上位なんです、公共下水だけは駄目なんです。 だからそういう発表の仕方をしてくれということを徳島県から提案して、何とかそういう ふうにするべきじゃないのかと思います。これは課長じゃなくてやっぱり最高責任者の部 長に、私の提案はどうかと、国に働き掛けてもらいたいと思うんですけども、最高責任者 の方、感想でも何でもいいんで、言っていただいて終わりたいと思います。

川端水·環境課長

今,大西委員から,各汚水処理種別の順位ということなんですけども,下水道は全国最下位でございます。全体の汚水処理も全部最下位でございますけれども,浄化槽の整備率については2年連続全国1位ということで,これも国の公表の中で出ております。

大西委員

お答えでもう終わろうと思ったんですけど、ちょっと私も勉強不足ですみません。失礼

しました。

浄化槽とか、さっき言ったジャンル別に47都道府県の順位は既に発表されていると。そうすると、何でまとまった全体の汚水処理率で徳島はワーストワンなんですみたいな話になるのかと。今度は逆に県としてのPRが足らないんじゃないかという話になってくるような気がするんですよね、結局。浄化槽の設置率は全国1位なんですということをもっとPRして、公共下水はワーストワンなんですという話じゃなくて、浄化槽設置率ナンバーワンですということ、あるいはずっと進めている市町村型の浄化槽の設置、これについても全国的にはまだそんなに進んでないだろうと思うので、そういうものは徳島県が率先してやっているんですよとか、そういうことをインターネットでどんどん発信してほしいなと思います。そういう全国の順位が出ているのであれば、担当者の方の御努力でもっとそれをPRして、徳島県としては浄化槽1位なんだということをもっともっと広めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

古田委員

関連して、流域下水道の件でお伺いをしたいと思います。説明資料の中で、流域下水道の特別会計で今回幹線管渠に1億4,648万4,000円、県債償還金が4億6,481万2,000円と、昨年よりも大分上がってるんですよね。それから維持費についても2億5,730万5,000円と、昨年よりも上がっておりますが、現在総額で幾らの償還金があるのか。それからこういう状況、県債をどんどん返していかなければいけない状況というのはどのくらいまで続くのかお伺いをしたいと思います。

丸若委員長

小休します。(11時29分)

丸若委員長

再開します。(11時30分)

川端水·環境課長

古田委員から県債償還金について、これまでどのぐらいの県債発行額があるのかという 御質問でございますけれども、公営公庫からの借入金の総額については37億4,500万円で す。それと財政融資につきましては、これまでの起債総額が35億5,500万円。それと銀行 債におきましては、これまで7,600万円。これが起債の総額となってございます。あと、 返済見込みということでございますけれども、今後も処理場の流入水量の増加に応じて建 設をやっていきますので、それに対する起債も今後加算していきますので、最終的な起債 の償還という部分については、まだ算定はできていないということになります。

古田委員

流域下水道事業の第1期,第2期は総額でもともと2,100億円もの計画ですよね。第2期の工事は今後見直しをすると再三言われておりますけれども、今回、パノラマニュータウンですか、そちらのほうに引き込むということで、また幹線管渠の計画があるというこ

とでは、更にこの県の借金が膨らむんではないかと思うんですよね。それと今もお話がありました接続率がまだまだ低い、そのために維持費というのも、県の持ち出しというのも大きいわけですよね。だから流域下水道をもともと造る時から、私たちは合併処理浄化槽にしていくべきだとずっと主張してまいりました。こうしたことを見てみても、もし償還金が発生していなければ、4億何ぼもあれば、一軒一軒に100万円補助しても公共が全部出して合併処理浄化槽を設置してあげてもいけるぐらいのお金がどんどんいっているわけですよね。ですから私は、家と家とが離れておれば離れておるほど管渠もたくさんのお金がかかるわけですので、合併処理浄化槽に切り替えてやっていくべきだと思っているんです。維持費の面を見ても、2億5,730万円も要るということでは本当にこれからも運営は大変じゃないですか。鴨島の公共下水道でも、毎年2億5,000万円ぐらいの維持費が要るんですよね。そういうことを考えてみたら、やっぱり合併処理浄化槽に切り替えていく方向で是非ともかじを切っていただきたいと思うんですけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

川端水·環境課長

集合処理の下水道と個別処理の浄化槽については、単純に比較すると、浄化槽のほうが 単体でみると比較的安くなると。しかしながら集合処理で面的整備をすると、合併処理浄 化槽の整備費より経済的には安くなるという計算結果が出ているところでございます。し たがいまして、人口集中地域については今後におきましても下水道整備を行って、そして 人口閑散地域については当然、個別処理である浄化槽整備を積極的に今後とも推進してま いりたいと考えております。

古田委員

板野郡のように人口の集中した所はそのやり方でいいかと思いますけれども、新築の家庭では合併処理浄化槽が義務付けられて既にきれいな水になって出されているわけですよね。合併処理浄化槽でやれば早くてきれいな水になって、その周辺もきれいにできるわけです。流域下水道の場合でしたら、ずっと先の処理場まで持っていかないときれいな水にならない。それは全部海へ出しているわけですよね。だから、やはり全体としては、再利用できるという面からも是非合併処理浄化槽を進めていただきたい。それぞれの家庭では、その水を池の水に使ったり、植物の水やりに使ったりといろんな利用をしている所もありますので、そうした方向で私は是非とも切り替えていただきたいと思います。同じ答弁だと思いますので、次の質問に移ります。

再生エネルギーの問題では、経済産業省の有識者会議で2030年の電源構成として再生エネルギーを20パーセント台にという論議、見通しを言われているんですけれども、徳島県としては今、自然エネルギーがどのくらい進んでいるのか。そして、そういった目標を持って進めるべきだと思うんですけれども、徳島県は何パーセントの目標を掲げているんでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

ただいま古田委員より、県内の消費電力における自然エネルギーの割合ということで御

質問いただきました。電力供給に占める自然エネルギーの割合につきましては、四国電力から四国管内の電力供給実績の中で示されております。四国管内のデータということで、 県内のデータでないことを御理解いただきたいと思っております。

四国電力の電力供給実績の割合でございますが、25年度、1年間の総供給量は310億4,100万キロワットでございます。うち水力が31億キロワットで約10パーセント。新エネルギー、これが自然エネルギーと御理解いただきたいと思いますけど、9億8,400万キロワットで約3パーセント。残りが全て火力で、87パーセントでございまして、四国電力管内の自然エネルギーの割合は水力と新エネルギーを足しまして13パーセントでございます。

古田委員

四国電力管内ということだけではなくて、県として自然エネルギーを進めていきますということを目標に掲げてやっているんですから、県として何パーセントにするという目標 が必要じゃないですか。

北川自然エネルギー推進室長

ただいま委員より導入量の具体的な数値目標を持つべきでないかとの御質問でございます。自然エネルギー導入の目標でございますが、先ほど委員より御紹介がありました、経済産業省の長期エネルギー需給見通し小委員会におきまして、現在、議論が進められているところでございます。当然、各配分のエネルギー政策は国の管轄でございますので、議論が進められているところでございます。県としては、国に対しまして徳島発の政策提言として、挙国一致と申しますか、自然エネルギーの導入を加速するために、エネルギー基本計画において先ほど委員より御紹介ありました、2030年に20パーセントではなく、2020年までに自然エネルギーの割合を20パーセントに倍増させるといった意欲的な数値目標を設定していただくよう提言をしているところでございます。

また、知事が会長を務める自然エネルギー協議会においても同様の政策提言をいたしているところでございます。県としては、国におけるエネルギー政策の動向をまずは注視させていただきたいということで考えております。引き続き自然エネルギーの導入促進を進めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解よろしくお願いいたします。

古田委員

高知県の梼原町の元町長さんのお話を聞く機会がありました。梼原町ではとにかく町内で使うエネルギーは全部町内で賄うという目標を掲げて、原発に頼らないエネルギーを町内で作る取組をされて、今30パーセントを超えるエネルギー、電気を作り出しているわけですよね。やっぱり会長を引き受けている県としては、県の目標を決めて先進的に取組を進めていく必要があると思いますよ。それと農林水産部でも、小水力や太陽光などの再生可能エネルギーの利活用を推進していくということで取組が始まっておりますが、農林水産部での取組についてお伺いをしたいと思います。今、現状はいかがでしょうか。

井筒農村振興課長

ただいま委員から農林関係におけます小水力,太陽光等の再生可能エネルギーの利用についての御質問がございました。本県の農山漁村は太陽光や小水力といった再生可能エネルギーの資源が豊富でございます。これらを利用促進していくことは、CO2の削減によります地球温暖化対策としても大変重要なことであると考えているところでございます。一方、農産物価格の低迷や電気料金の値上げなどによりまして農家経営は厳しい状況にありまして、農業用施設等の維持管理費軽減が求められているところでもございます。

こういった中、これらの対応といたしまして、再生可能エネルギーの活用は有効な手段の一つであるという考えに基づきまして、土地改良施設等を対象としました導入可能性調査や概略設計を実施いたしまして、これまで発電施設の導入促進に努めてきたところでございます。この結果、小水力発電につきましては、美馬市におけます夏子ダムにおける整備が平成26年9月に完了いたしまして、現在稼働しているところでございます。また、太陽光発電につきましては、徳島市、阿波市などにおきまして、土地改良区等が取り組みます補助事業を活用した太陽光発電施設がこれまでに5か所で整備が完了しているところでございます。

古田委員

是非農林水産部でも大いに進めていただきたいと思います。それと併せまして木質バイオマスの件でお伺いをしたいんですけれども、これは茨城県の例ですけれども、まきボイラーをキュウリの栽培とかミニトマトのハウス栽培で利用したら、キュウリ栽培の場合は重油の使用量が4割ぐらいに減ったと。木質資源、まきボイラーというのは、二酸化炭素が出ても草木が成長する時に吸収して害がないということで大変有効だと。それからミニトマトのハウスにまきボイラーを入れている方の所では、8割から9割の熱量を利用できているということで、夜中から朝にかけて管理が難しいというときには重油が自動的に使えるように、合わせて使っているんですけれども、そういった取組、それからチップのボイラーとか木質ペレットとかの取組が、高知県では案外進んでいるんですよね。私は安芸市を見てきましたけれども、安芸市ではペレットストーブを農家のハウス栽培にうんと使ってもらおうということで、ボイラーについては県や安芸市が全部設置に費用を出して、農家の人も使いやすいということで進んでいるんです。せっかく徳島県の場合、周りにいっぱい木があるわけですので、もっとそれを使ってこの木質バイオマスをうんと広げていただきたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

西條林業戦略課長

ただいま木質バイオマスの利用推進について御質問を頂きました。林業におきましては、次世代林業プロジェクトということで根元からこずえまで余すことなく利用するということで進めておりますが、林業木材産業の過程で発生する木くずなどの未利用資源は、石油などの化石燃料と異なり再生可能であることから、木質バイオマスは地球環境に優しいカーボンニュートラルなエネルギーとして大きな期待が寄せられており、県内でも有効利用を推進しているところでございます。そして県内の状況でございますけれども、木質バイオマスを燃料とするボイラーを導入する際に支援をいたしておりまして、現在、木材加工工場における製品の乾燥用のボイラー、農業用ハウス用のボイラー、また、公営の温泉施

設の給油に使用するためのまきボイラーでありますとか,スポーツ施設等々へ支援をし, 積極的に推進しているところでございます。

古田委員

今,県内でそういった木質バイオマスはどのくらい使われているのか。木を切り出し、 それをしっかりと公共施設の公共事業などに使っていく、そしてその端材はバイオマスと して利用できるということで、本当に知事の好きな一石二鳥、三鳥の効果が生まれると思 うんです。ですから、今後、これをうんと増やしていくということでもっと目標も高く掲 げて、取組を広げていただきたい。地域産業にも大きく影響します。農家の皆さんにとっ ても大変有効ですし、是非もっと力を入れてやっていただきたいと思うんですけれども、 その点はいかがでしょうか。

西條林業戦略課長

ただいまボイラーの設置状況と、今後どのように進めていくのかという御質問を頂きました。現在、先ほど申しました木材加工工場、農業ハウス等々、ボイラーの数といたしましては33基でございます。そしてボイラーに使いますチップ、まき、ペレット等につきましては、木材の生産と関係をいたします。木材というのは、まずは建築用材、その次にB材、合板用材、その次に県内ではMDFといいまして、繊維板の工場がございますけども、そういうものを使いながら最終的に燃やすということでございます。そういう中で、木材の利用とバイオマスの利用との調整を図りながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

古田委員

農林業を再生させる、活性化させるという意味でも、また産業を興していくということでも有効な施策だと思いますので、是非大いに進めていただきたいと思います。

次に、剣山のエコトイレの件に関しましてお伺いをしたいと思います。この度剣山の山頂にバイオで浄化し、景観にも配慮したすばらしいエコトイレが建設されているということで、本当に登山客にとってはすばらしい取組だと思うんですけれども、こういったエコトイレを剣山だけじゃなくてほかの山にも、それから遍路道を世界遺産にということを掲げておりますけれども、必要な所には是非整備を進めていただきたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

小椋自然環境戦略課長

ただいま剣山山頂トイレのエコトイレを、そのほかの四国遍路の道とかのトイレにも進めてはどうかという御質問かと存じます。

山頂トイレにつきましては、まず一つは水がない、それから気象状況が厳しいということから、その中で環境にも配慮したトイレをということで、土壌処理とかき殻を組み合わせたもので、雨水を使って手洗いをし、その後に浄化槽を通して水を浄化し、そしてそれをまた中水として便器の洗浄に利用する、水を中で完結させて利用するというトイレでございまして、これを水とかの資源がない厳しい条件の山頂へということで進めたわけでご

ざいます。一方、四国遍路道のトイレというお話がありましたが、四国遍路道は県内で284キロメートルありまして、そのうち私どもが所管しておりますのは「四国のみち」という自然歩道の関係で、遍路道と重複している部分としましては80キロメートルほど延長があります。その関係で一部老朽化したトイレにつきましては、四国遍路の道と四国のみちが重複する区間につきまして環境省の自然環境整備交付金を活用して、実際に整備するのは市町村になるんですが、支援しているところでございます。最近では平成25年度に阿波市の切幡寺での整備を支援いたしましたし、来年、平成27年度は勝浦町の鶴林寺でトイレの再整備を予定しております。今回剣山の山頂のかき殻トイレのやり方というものも、勝浦町が一度私どものほうに勉強にきた経緯もありまして、もし可能であればそういうやり方もできないかというところで、また連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

古田委員

やっぱり登山客にとってみたら、快適なトイレがあるかないかというのは、すがすがしい気持ちで降りてこられるか、そういうことも含んで本当に重要なことだと思いますので、観光客の方々にたくさんきていただくという点でも、是非エコトイレをいろんな所に設置していただきたいなと。剣山の場合は1億3,000万円もかかるということで、こういうものが全部どこにでもできるということではないと思いますけれども、普及に努めていただきたいと、現実を見ていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

次に、PCBの問題です。度々取り上げさせていただいているんですけれども、徳島県の場合は今年度中に全て北九州の処理工場に持っていく計画で進められてきましたけれども、北九州のほうではもう少し延ばして、まだできていない部分は引き受けるということになっているようですけれども、その点はいかがでしょうか。

大西環境指導課長

PCBについての御質問でございます。以前に御質問いただいた時に、まず県の調査を進めるということでございまして、そのことについて県、それから市町村についてPCBの調査をいたしました。その上で今年度中に処理をするという当初の計画どおりやらせていただいておると。まだ一部、当然ながら民間であったり国のほうであったり、そういう所で残っておる部分はあるんですけれども、これにつきましては、委員から御説明がありましたように、北九州の処理の受入期間が延びました。そういったことで、更に周知を重ねて、早急に処理していただくということで、対応を進めておる状況でございます。

古田委員

公共のものは全て対応できると、この26年度の終わりでできるということで、取り組んでいただいて安心でございます。あと、まだ残されているのは民間の部分ですので、そういった所へも是非呼び掛けていただいて、早く処理ができるように対策をしていただきたいと思います。

それからアスベストの問題でも度々お尋ねをしてまいりました。封じ込めなどで飛散しない対策はきちんとされているんですけれども,何度か言わせていただきましたけれども,

南海トラフ大地震で飛散をする可能性もあるわけですので、除去するのが一番だと思います。そういった方向でこのPCBも、それからアスベストの問題も是非取り組んでいただきたいと思うんですけれども、その点も併せていかがでしょうか。

香川住宅課長

アスベストに関しまして、除去等の対策を進めるべきではないかという御質問でございます。私どもといたしましては、民間建築物アスベスト調査、除去工事に関します補助事業ということで、建築物の所有者等が行う調査ですとかアスベストの除去工事につきまして、民間事業者が行う場合に補助する市町村に対して県から補助を実施してございます。こういった補助事業を使いまして、委員おっしゃられました除去工事につきましてはしっかりと対応してまいりたいと考えておるところでございます。

古田委員

東日本大震災でもこういったPCBとかアスベストの飛散があったということも言われておりますので、是非できるだけ早くに除去をして、死者O、減災という面でも取組を強めていただきたいとお願いして終わります。

丸若委員長

午食のため、休憩いたします。(12時01分)

丸若委員長

再開します。(13時04分)

元木委員

それでは、私自身、本会議で野生鳥獣による農作物の被害対策についてお伺いさせてい ただきましたので、その件について具体的なお話をお伺いできたらと思います。

野生鳥獣、特に日本猿の適正管理に向けた取組をどう進めるのかというお話をさせていただきましたところ、県のほうから、鳥獣被害対策強化月間を設けて集中的な被害対策を行うですとか、特に日本猿については、10年後の加害群、個体数の半減を目標にしまして、加害度に応じて大型捕獲おりを用いた群れの除去や縮小を図るといった旨の御答弁を頂いたかと思います。具体的に強化月間にどういった取組が行われるのか、また、個体数の半減ということでどういった手法を用いてこの日本猿の削減といいますか、個体数の減少という目標に向かって取り組んでいかれるのかお伺いできたらと思います。

井形農村・鳥獣対策担当室長

ただいま元木議員から、鳥獣被害対策強化月間の内容について御質問を頂きました。強化月間につきましては来年度新設する予定でございまして、狩猟期前の10月頃を予定しておるところであります。内容としましては、関係する市町村と連携しまして、地域ぐるみでの、例えば餌場を除去する活動であるとか、侵入防止柵の整備が進んでまいりましたので、侵入防止柵の一斉点検、また、被害対策フォーラムや集落での勉強会等による対策技

術の向上、こういうことを推進してまいります。また、広く一般の方にも啓発を進めるために、市町村広報誌等による鳥獣被害対策の推進、啓発を進めてまいりたいと考えております。

小椋自然環境戦略課長

ただいま加害がある日本猿につきまして、10年後の半減に向けてどういう手法で取り組 むのかとの御質問を頂きました。まず、今現在策定しておりますニホンザル適正管理計画 におきましては、恒常的に集落や農耕地を生息拠点とするものや、主に秋から冬にかけて 集落や農耕地に出没し被害を常態化させる群れにつきまして、管理対象となる加害群れと して160群れ,6,000頭と定め、これを半減していこうというものでございます。この猿に つきましては、半ば餌付けの状態、農耕地に依存している猿というのはそういう状況にあ りまして、自然増加率が15パーセントずつ、放っておけば900頭ぐらいずつ自然に増えて いく状況にあります。そこで現在、予算1,100万円でお願いしておりますニホンザル適正 管理事業におきまして,大型捕獲おりを用いまして,まずは出没する群れを特定して大量 捕獲を行い、個体数を削減するとともに、その中から一頭ないし二頭に発信機を取り付け て, その群れの行動, 特に出没する箇所の特定などを行いまして, 必要に応じて猿を追い 掛けていく形で大型捕獲おりを移動させ、繰り返し集中捕獲と安楽死を行い、加害度のひ どいものにつきましては群れの除去、又は半減を進めていきたいと考えております。特に 6,000頭につきましては毎年放っておけば900頭増えるということでございますので、シミ ュレーションをしましたところ、まず、最低でも初年度は1,200頭以上、第二年度は1,100 頭以上,その後も10年後までに毎年最低でも1,000頭以上捕獲していければ,出生率を上 回る捕獲ということで半減できるものと計算を立てているところでございます。よろしく お願いします。

元木委員

具体的な数値目標をお示しいただいたところでございます。強化月間等を用いて、是非各関係団体、特に猟友会さんですとか市町村、あるいは農業団体等との連携も含めて、効果的な捕獲を行っていただきたいと思っておる次第でございます。特に、自治会ですとか集落等の各地区ごとの連携というのも、本当にこれから大事な側面であろうかと思いますので、個人での柵の設置といった取組に加えまして、地域ごとの連携、また市町村との連携、さらには県ごとの連携ということで、連携をしっかり密にして具体的に猿の捕獲、駆除に向けて取り組んでいただきたいと思います。地元でも猿にだけは本当に手をこまねいてどうしようもないというお話もよくお伺いをしております。ほかの鳥獣と違いまして、猿というのは人間にも非常に近くて知恵もある動物でございますので、猿を殺傷したり、自然の繁殖を抑制すること自体に対して抵抗感を持たれている方ももちろん多いのは承知をしているところでございます。霊長類学会の大学の先生等もそういったことについてはいろんな意見があるようでございますけれども、やはり農業への被害から守るという観点を強調していただいて、そういった方々の意見も踏まえながら、本県ならではの削減モデルというのを是非お示ししていただきまして、ひいては日本全体の鳥獣被害対策にも資するような取組を行っていただくように要望いたしたいと思う次第でございます。

次に、安全安心農産物ということでお伺いをしたいと思います。先般、新聞を読んでおりますと、本県のとくしま安2 GAP農産物とエコファーマーに認定された生産者によります商品を集めた特設コーナーを、キョーエイさんと連携でいろいろPRしていただいておりまして、今もちょうどキャンペーン中であるということでございます。特に今香川県が、無農薬ですとか化学肥料を使わない農業に県を挙げてかなり取り組まれておるということでございまして、私の地元でも、ブロッコリーですとか源平芋やプチトマト、イチゴ等、県西部ならではのブランドについて、農薬をできるだけ少ない形にして県のブランドにしていこうじゃないか、そんな話もよくお伺いをしておるところでございます。このような中で、今そのエコファーマーさんを本県では993名認証しておるということでございますけれども、今後エコファーマーさんをもっと充実強化して、キョーエイさんだけではなくて、ほかのいろんなスーパーですとか商業施設との連携によって、安2 GAP農産物の更なる普及につなげていくべきと考えますけれども、御所見をお伺いいたしたいと思います。

窪安全安心農業室長

元木委員からエコファーマー,環境に優しい農業の推進についての御質問を頂いております。農業は自然循環機能を維持,増進するということで,最も環境に優しい産業と言われておるところでございますけれども,化学合成された農薬や肥料の使用量を低減していくといった取組の中で,これを2割以上低減して新たに技術を導入する,こういった農業生産を行う農業者の皆さん方を知事がエコファーマーとして認定しておるところでございます。委員から御紹介がありましたように,現在993名の方が認定を受けまして,環境に優しい農業の実践に取り組まれているところでございます。

委員からも御紹介ありましたイチゴにつきましては、地元の東みよし町でも、平成21年から県が生産者の皆さんと一緒になって農薬低減技術、天敵を活用したハダニの防除についての取組をされておりますし、25年度からはアザミウマを対象にした天敵の活用について研究がなされておるところでございます。

県全体でも土着天敵といいまして、ナス、ピーマンの天敵をハウスの中に誘引するような技術を開発して、現在特許を申請しておりまして、技術の開発、普及を生産者と一緒になって取り組んでいるところでございます。

こういった生産と取組を拡大していくためには、今申し上げました技術のほかに、やはり流通拡大といったところが重要なところでございまして、県でもこれまで消費者まつりであったりとか、「新鮮 なっ!とくしま号」を活用しましたフェアでの消費者の皆さんへの説明、それから今年度につきましては、初めて徳島市内の大手量販店の店頭2店舗をお借りいたしまして、こちらで特設のコーナーを設けてPRを実施しているところでございます。消費者の皆さんのお声を聞きますと、どこで買えるのか、常に身近な所で買えることが非常に重要という要望も頂いておりますので、今年の成果も踏まえまして、今後こういった取組、特設のコーナーがいろんな所で設置されますように、環境に優しい農業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

元木委員

御答弁いただきましたように、身近さというのがやはりこの事業の一つの売りであろうかと思います。今、本県におきましても、高齢者の独り暮らしの方ですとか高齢者のみの世帯の方が、サラリーマンを辞められたりして新たに農業を始めたいということで、こういった農業を積極的にされていらっしゃる方もおいでになるわけでございます。そういう中で、そういった方々の能力ですとか意欲というものを十分に引き出して本県の新しい活力とするためにも、エコファーマーの制度を伸ばしていただいて、地元の商工会ですとか商工会議所さんといった商業団体とも連携しながら、この「すきとく市」のような事業が商業ベースとして乗っていくように、県としても是非サポートをしていただいて、地域経済の再生にもつなげていただきたいと思うわけでございます。

これに関連いたしまして、今、環境保全型農業の推進方針というのも市町村ごとに策定されておられるということでございますけれども、今この環境保全型推進方針策定市町村というのは本県にどの程度あって、全国では何位ぐらいであるのかということをお伺いいたしたいと思います。

窪安全安心農業室長

環境保全型農業の推進方針について、御質問いただきました。平成6年頃から市町村ごとにいろんな名前でこの推進についての位置付けをされておるところでございます。今手元に具体的に環境保全型農業推進方針という名称での指針を設置しておる市町村についての資料はございませんけれども、その後、平成18年には有機農業推進法という法律ができておりまして、最近では有機農業の推進計画を各県ごとに制定をしておるところでございます。本県におきましても、今ちょうど第2期の計画の策定の準備を進めておるところでございまして、今後、県で計画を策定し、また、有機農業だけでなくて環境保全型農業の推進についても、市町村でもこういった計画を策定して進めていただけるように推進を図ってまいりたいと考えてございます。

元木委員

これまでも議論がありましたように、太陽光発電といった再生可能エネルギーの利用も含めて、環境保全の新しい計画も是非引き続いてやっていただきたいと思いますし、やはり市町村の取組というのが一番ポイントになってこようかと思いますので、市町村のそういった取組を是非後押ししていただいて、本県ならではの環境保全型農業を構築していただきたいと思っております。

これに関連いたしまして、今、水質の話ということで浄化槽の議論があったわけでございます。県における浄化槽の問題につきましては、かなり合併処理浄化槽を進めていただいておるということでございまして、そういった面では改善をされてきておるわけでございますけれども、浄化槽による水質の悪化ということよりも、むしろ動物から出るふん尿を肥料にしたものが農業に使われて、そういったものが河川に染み出して水質悪化を招いておるという指摘もあるわけでございます。リンの濃度の問題といった点も含めて、徳島県環境技術センターさんは個人の方を相手にいろいろ検査もされて検査結果も報告されておるわけでございますけれども、農業の分野から発生する水質汚濁といいますか、あるいは浄化槽を設置していない家庭からの排水も含めて、水質悪化の様々な要因を総合的に調

べていただいて、これをひいては県民の方々への啓発ですとか、本県ならではの水質改善に向けた取組にもっと結び付けていく取組が必要なんじゃないかと思うわけでございますけれども、県として今どういった検査を行って、どういった調査結果が出ておられるのかということをお伺いしたいと思います。

山崎環境管理課長

水質検査に関するお尋ねでございますが、県では常時監視という観点からいろいろな地点で水質監視をしております。県内の河川、海域につきましてそれぞれ環境基準点というのを設けておりまして、その地点を経年的に測定していく中で、長い間の変化を見ております。例えば吉野川でありましたら、高瀬橋と申しまして上板町と石井町の境、それから大川橋、これは旧の山城町でございますが、そちらを環境基準点と定めまして、毎年測定しております。さらに補助点ということで、脇町の潜水橋、第十堰、それから吉野川大橋付近の計5地点で水質の検査をしております。ちなみに各地点の水質の状況は非常に良好でして、環境基準をクリアいたしております。常時監視という観点以外にも、よくありますのが地域の住民の方からの苦情、それから魚が大量に死んだといったお話もございます。それから生活排水で地域の河川の状況が悪くなってきているんじゃないかといった申出とかありました場合は、その都度、事例に応じて対応しております。

あともう一点、私のほうで水質汚濁防止法という法律を所管しておりまして、そちらで 規制対象となっております事業所に対しましては、立入調査、それから水質検査を実施し ております。大きく分けてその三点の検査を行っております。

元木委員

私の地元でも釣り等であゆを捕られたりする方がたくさんおいでて、いろんなあゆにまつわる話とかもお伺いをするわけでございます。あゆが捕れなくなった原因とか奇形が出たといったことを水質に求める方もいらっしゃるわけでありまして、具体的に何が原因で魚に影響があったのかというのははっきり一般県民としては分かりづらい面もあるのかなと思っております。そういう中で、例えば徳島県環境技術センターが、今、水質検査をかなりしっかりされておられて、一般の家庭の方にも検査結果を通知されておるわけでございますので、そこまでのレベルの水質というのはなかなか把握できないとは思いますけれども、そういった評価結果という知見もこれから積極的に活用していただいて、県民にも公開していただいて、県民、各家庭の汚水の垂れ流しの問題とか、あるいは事業者さんの工業用水の問題といったことの改善につなげていただきたいと思うわけでございます。

農林業に関して、肥料から出る水質汚染の問題につきましても、今、県において、県主要農作物施肥基準というのを設けられて、各農家の方にも御使用いただいておられるわけでございます。未熟な有機物の施用や、また完熟有機物でも施用量が多いとリン酸、カリなどの集積や作物の生育、自然環境への悪影響が見られるということが記載されておられますので、是非そういった水質全体への影響というのもしっかりとこの施肥基準の中に盛り込んでいただくなり、農家の方へも啓発をしていただいて、基準を超えた量の肥料を使っておられるような農家の方に対しては、指導もきちっと徹底をしていただきたいと思うわけでございますけれども、この点について取り組まれておられるんでしょうか。

窪安全安心農業室長

元木委員から肥料の適正施肥についての御質問を頂いております。土壌に肥料を施すということは、農業生産上、非常に重要な部分でございます。長年、農耕地で耕作を続けてまいりますと、今お話ありましたリン酸やカリが十分農地に蓄積をしているといったこともございます。必要な量を適切に施すといったことから、徳島農業支援センターでは土壌分析を生産者の圃場に対して実施しておりまして、そこで適正な施肥量の指導等を実施しておるところでございます。これは過剰な施肥を行いますと農業経営上も負担になるといったことから、農業経営改善の面でも適切な施肥についての指導を今後とも生産者の皆さん方に対して、また農業団体と一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

今,子供に対する食品の問題ですとか,食材の偽装の問題ですとか,いろんな時代の流れというのもございまして,減農薬,無農薬,肥料の与え方といった点に関心を持たれる方も増えておるんじゃないかと思っておるところでございます。こういった中,県においても徳島県主要品目減肥マニュアルというものを作っていただいておられますけれども,こういったものについても是非今の時代に合ったものにしっかりと改良もしていただきながら,家畜のふんの堆肥ですとか肥料の利用の方法について,是非環境部局と連動をしながら統一した形で県民に広報,啓発等をしていただきたいと思っておりますので,よろしくお願い申し上げる次第でございます。

最後に、徳島県地球温暖化対策推進計画のプログラムをお示ししていただいておられま すけども、これについてちょっと不明な点があったのでお伺いをしたいと思います。

この重点プログラムの中で低炭素のまちづくりということを記載されておられますけど、地球温暖化問題というのはいろいろな人がいろいろ意見を言われていろいろ議論があるわけでございます。その中で、県としては地球温暖化対策を国と一緒になってやっていくんだということで、こういった計画を作られたのかなと思っております。人によったら CO_2 の排出量と温暖化の因果関係を過去何十年かの推定で見ると、ここ十数年というのはなかなか不明確なんじゃないかという御指摘もあるわけでございます。無論、温暖化というのは人が暑くなったと思うので温暖化を防がなければいけないという議論もあると思いますし、そういうのじゃなくて雲のずっと上のほうの温度をどうするのかという議論ですとか、海の底の水温の問題で議論される方もいらっしゃるわけでございます。この中で、何が聞きたいかというと、県においては今、温暖化と CO_2 の関係というのをしっかりと把握された上でこういった記載をされておられるのか。記載されておられるのであれば、どういった相関関係になっておられるのかということをお伺いしたいと思います。

割石環境首都課長

ただいま、今委員会に御報告させていただいております徳島県地球温暖化対策推進計画に関し、低炭素との因果関係等につきましての御質問を頂いております。地球温暖化の因果関係につきましては、IPCCと申しまして、気候変動に関する政府間パネルという国際的な機関のほうで、最新の知見をまとめる作業をしております。この報告書につきまし

ては、昨年の11月に温室効果ガスによる気候変動の現状と見通しについてということで報告がされておりまして、地球温暖化の状況についてはこの温室効果ガスによる影響の確率性が高いというお話と、あと将来の見通しということで、このまま温暖化対策を実施しない場合には、というか放置する場合には、今世紀末の平均気温が20世紀末より約4.8度高くなったり、海面が82センチメートル上昇するおそれがあるという指摘がございました。こうしたことで、国のほうでも温暖化対策についていろいろ対策を練っておりましたけれども、本県もこういった報告書等を参考にさせていただきながら推進計画を策定してまいりたいと考えております。

元木委員

今御説明いただきましたのは、国全体ですとか、あるいはIPCCの大きな話の流れかと思うわけでございますけれども、是非県のほうで本県の平均気温の上昇等、そういったCO2の排出の関係をもしお調べいただけるのであればお調べいただいて、この計画を作る大義名分といったものをしっかりと構築していただいて、県民にもお示ししていただきたいと思っている次第でございます。

県西部も山間部が多くて、私自身よく感じるのが、山に行ったら何で涼しいのか、真夏 に山に行ったら冬の町にきたような気分にもなるわけでございます。特にヒートアイラン ド現象といって、温暖化の話というのは、都市部の方がコンクリートの建造物ですとか道 路の舗装、自動車からの排ガスといったことでトータルで暑くなってきたという感覚を持 たれて言われている部分もあろうかと思います。そういう中で本県が本県ならではの温暖 化計画を作るということであれば、本県の特性も踏まえた計画にしていただきたいという のが私の意見でございます。特に本県はほかの県、あるいは日本自体がそうなんですけれ ども、森林面積が広いというのが大きな特徴でございます。そういう中で本県の森林面積 はほかの県と比べても多いわけでございまして、本県が本県ならではのCO₂削減とかを やっていくのであれば、これにも書いていただいていますけれども、間伐、枝打ち等をい かに推進していくかということが課題であろうかと思います。地元でも木をしっかり間伐 していただいて、そういった木、枝をしっかり活用して、まきや炭に使ってお風呂を沸か したりといったことを地道にされていらっしゃる方もおいでになるわけでございます。先 ほど木質バイオマスの話もございましたけれども、やはり森林の吸収源によるCO₂吸収 量の拡大ということが本県には一番向いている温暖化計画の進め方なんじゃないかとも思 うわけでございます。そういう中で、この森林吸収減対策の推進、特に豊かな森づくりの 推進の観点から、公的機関による管理を進めるということでありますけれども、温暖化の 絡みにおいて県の林業部局としてこういった間伐、また今回の大雪の被害の防災対策の観 点も加えて、どういった取組を行っていかれるのかお伺いをいたしたいと思います。

西條林業戦略課長

森林における地球温暖化防止対策について御質問を頂きました。この資料にもありますように、重点分野3の「豊かな森林づくりの推進」という中で、まず条例に基づく県民総ぐるみでの森づくりということで、これにつきましては先般、豊かな森林を守る条例が施行され、森林を適正に管理し、森林の持つ機能を維持、増進することにより、本県の豊か

な森林を将来にわたって守り引き継ぐことを目的に、県、市町村、県民、森林所有者及び 事業者がそれぞれの立場を理解し、役割を果たすとともに、相互の連携、協力の下に県民 総ぐるみで森づくりを推進することといたしております。具体的に言いますと、森林の適 正な管理と利用、それと森林所有者等が適切に森林管理や生産活動を行うための支援、ま た、多様な主体が協働した管理や公的管理でありますとか公有林化の推進によりまして、 森づくりを推進するとともに、森林の保全強化を図ることで適正に管理された森林を増加 させ、森林としての吸収源を拡大させる取組を推進するということでございます。

また、森林吸収源対策の推進についてでございますが、森林吸収源対策としてカウント される森林につきましては、適切に整備された森林ということでございますので、森林資 源の状況に照らして間伐を中心に森林整備を推進していくことが重要であると考えており ます。

次に、木材及び木質バイオマスの利用推進についてでございますが、まず木材の利用推進につきましては、京都議定書の第1約束期間のルールでは、木材中の炭素は木材が森林から伐採、搬出された時点で大気中に排出されたとみなされておりました。しかしながらCOP17では、第2約束期間では住宅に使用されている木材に貯蔵されている炭素量の変化を計上できることとなり、これによりまして木材製品による炭素貯蔵量の増加が地球温暖化防止に効果を有することが国際ルールの中で評価されたことから、木材を積極的に利用することが重要であると考えております。

木質バイオマスの利用につきましては、木材はカーボンニュートラルな素材であることから、燃焼しても同等熱量を得るための化石燃料から出る二酸化炭素を削減した効果があることから、利用促進が望まれております。先ほども申しましたけれども、木材はA材、B材、C材、D材の燃料までございますけれども、そういうものをカスケード利用することが重要であるということでございます。伐採量等によりバイオマスの燃料に利用される燃料が限られてくるということでございますので、そういう利用を適正に図りながら、根本からこずえまで利用することが重要であると考えております。

元木委員

県におきましても、徳島県豊かな森林を守る条例ということで公有林化を進めて、重点管理区域というのも乗っけていただきながら、本県ならではの森づくりに取り組むという姿勢を示されたわけでございます。こういった中、特に本県というのは杉の割合が高いということもお伺いをしております。傾斜のきつい山に県が公有林として杉を計画的に植えられて、それが一定程度の温室効果ガスの発生抑制につながっておるという点も評価をしておるわけでございますけれども、こういった人工林を放置しておくと、中も暗くなって、荒れてしまえば山全体の保水力も衰えてきますし、河川の水質の浄化にも悪影響を及ぼすといった側面もあるということでございます。これからそういった点も踏まえまして、特に中山間部では間伐や枝打ちをしても、それを製品化するに当たって輸送コストがかなりかかるということもございますので、是非杉の木といった樹木の有効活用という観点から、地産地消ということで、地元でうまく循環させて、地元で完結する仕組みを構築していただきたいと思うわけでございます。そのことが、ひいては生態系への影響をよくすることにもつながってこようかと思いますので、そういった点も踏まえて、是非この地球温暖化

計画の中に森林吸収源対策をもっと大きく取り上げていただいて、本県ならではの地球温暖化対策推進計画「重点プログラム」を構築していただきますように要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

森本委員

今期最後なんで,一点だけ。

選挙の時しか余り行かんで申し訳ないんですけど、佐那河内村にこの頃度々行くことがあります。行ったのは御存じのとおり、ごみの問題で非常に村が揺れている。二分されているというよりも、私の感触ではやっぱり反対している人のほうが多いなという感じ。村長周辺は賛成。それと、焼却場うんぬん以前に決め方に対して腹が立つし、非常に民主主義を踏みにじられたと言う人、これは女の人が非常に多い。そんな中で今、組合のごみの焼却場計画なんですけども、県の把握している段階ではどういう状況までいってるんでしょうか。

大西環境指導課長

ただいま森本委員から佐那河内村のごみ処理施設についての御質問がございました。まず12月の事前委員会で、新聞報道等を見られまして、森本委員から御質問いただいておるんですが、その後の状況でございます。

前回御質問以降,市町村において12月議会がございました。その12月議会において,当 該施設整備に係る計画の説明がなされた。それで,3月議会でもって事業の主体となる一 部事務組合の設立に係る規約,条例の審議を行うという方向で進んでおったというように 聞いております。その後,当然これを進めていくためには核になっております徳島東部地 域環境施設整備推進協議会,いわゆる協議会の中での合意が必要であるということで,2 月2日であったと思うんですけれども,協議会において鋭意調整は進めておったようです が,その段階で地元佐那河内村と6市町との間で話がまとまらず,2月の協議会が流れた という状況でございます。その後も事務局を務めております徳島市を中心に調整を進めた んだけれども,結果的に3月の議会,徳島市議会が最も早く今週始まっておるんですけれ ども,そこで議案の上程ができず,結果,今3月議会で,この組合設立のために必要な規 約,条例案を出せずという状況になっておるというように聞いてございます。

森本委員

大変重要な問題。徳島のごみ処理施設も相当に老朽化が進んで、どこかには造らないかんことなんですよね。そんな中で突然この佐那河内村に立地が決まったということに、佐那河内村議会とか、あるいは佐那河内村のほとんどの村民が驚いて腹を立ててる。これが今のごみ問題の現状じゃないかと思います。市内にはもうこんのやなと、徳島市民は多分、候補地になりそうな所はみんなほっとしてるんじゃないかな。候補地を探した形跡もありませんけども。全体の組合構成の中で佐那河内村の人口は僅かに二千数百人なんで、徳島市民26万人に反対されるより2,600人に反対されるほうが簡単だなという、これは誰の目で見てもそういうことと思うんです。

しかしながら、私はこういう施設を造る場合、人口が多い少ないは関係ないと思うし、

やっぱり民主主義としてのきちっとした手続をとらないかん。これが一番大事なことなんです。ごみが大事というのは、どこかに造らないかんというのは誰でも分かってることなんで。しかしながら、それと同じぐらい大切なことというのは、私はやっぱり民主主義の手続じゃないかと思う。今回それが踏みにじられて、小さな声やったらいいじゃないかというのが、私は組合全体の声じゃないかと。

それとあと一つ、県が深く関わっていると村民は非常に思っているところがある。これ、誤解かも分からん。なぜかと言ったら田村副村長が行ってるわけ、県のOBの。彼が環境もしとったんやね。だから、これをするために田村副村長がきたんだということがもう完全に蔓延してるわけ。こういうむちゃをしたのは県だというような。これは違うよということを私も機会があるごとに説明はしてるんですけども、田村副村長と、今回のごみ処理施設が無理やり佐那河内村に決まったことを、短絡的に直結させたらいかんと思うということは説明してるんだけども、だんだんそれが広がって、非常に疑心暗鬼になってる。組合との力関係以上に、県の環境が田村副村長を送り込んであっという間に佐那河内村に決めてしまったと思われるのは、これはもうしようがない。私も多分村民だったらそう思うかも分からん。これは関係ないんですよというのも、本当に機会があるごとに説明はしてるんだけども。だから、そういうような形で県がバックで差配をしてると、会う村民はほとんど思っているわけですよ。田村副村長にとっても非常に迷惑なことと思う、僕はね。だから、今までとこれからの県の組合に対する関わりというのはどの程度のものになるんでしょうか。

大西環境指導課長

今,森本委員からお話しいただきましたように,それからこの委員会で何度か私も答弁させていただいたように,一般廃棄物の問題は市町村の自治事務でございます。その自治事務であるこのごみ処理の問題を進めるに当たって,まず地元合意といいますか,今回は協議会というものを作っております。そこの中で各市町村の合意形成がなされて判断されるということ,それについては県が関与するものというよりも,市町村において十分判断されるものということで,我々県としては関与しておりません。県といたしましては,まだ施設を造るうんぬんという手前の住民合意の段階でございますから,そこの部分につきましてはあくまでもニュートラルに状況を注視していくというスタンスを維持してまいる所存でございますし,今この一般廃棄物の計画についてはそういう立場をとらざるを得ないというのが県の立場でございます。

森本委員

佐那河内村も、多分村民個々に聞いたら、今の段階では反対しとる人が多いと思うんですけど、やっぱり行政的には組合の中での佐那河内村の立場もあるし、同意するんじゃないかという気もするんです。これも私は組合の主体性と思うんですけども、村がこの組合の中で1村だけ反対運動をする。行かれたら分かると思いますけども、そういう立て看板も立っております。組合がゴーサインを出して着工することに対して、佐那河内村は引こずったまま反対する、最後まで反対するとして、これは県としてはどういうような立場をとるんでしょう。それはやっぱり組合の総意が優先するんですか。

大西環境指導課長

組合の総意というお話がありましたけれども、まず一つ、事実関係の整理としまして、 今、組合の設立もできておらない、その手前の段階でございます。協議会という形でお話 もして、それが各市町村の議会に諮られ、その上で規約、条例が定まってということでご ざいます。我々としてはその前段階であるお話、当然ながら地元とのお話が進んでおると 思いますので、その様子を確認しながらというような対応に現時点ではなるのではないか と考えています。

森本委員

やっぱり組合とはいえ、県への指導も求めてくるであろうし、私は大きな人口を占めるこの組合に対して、県の環境行政の中できちっと指導をせないかん部分が出てくると思うんですよね。組合が勝手に主体性でもってどこへ設置するのか決めるというものでもないと思う。徳島県の東部のごみ問題を考える上で、徳島県がやっぱり大所高所から指導をせないかん部分というのもこれから出てくると思います。あと、国からの予算の分についても、きちっとした同意がなかったらなかなか私はこれは難しいんじゃないかと思います。

手続的には本当に非常に非民主的な形で行われたなというのが、新聞見ても村会議員さんにちょっと話を聞いてもこれははっきりしてることで、どうも村会議員さんもほとんど知らんかったみたいで、村長あたりだけでいつの間にか話をしてしまったというのが多くの村民の総意ですよ、賛成しとる人にしてもね。だからそういう中で、我々市民としても焼却場は非常に大切なので、何とか一日も早く解決できるように。その大前提として、私は佐那河内村の村民がみんな納得する形で解決するよう県が指導していただきたいと思います。非常にぎくしゃくした感じになって、会ったら、あなたは賛成か、反対かというのを玄関先で必ず聞き合いをしてる。これ、本当なんですよね。こんな小さな村で。我々、行っても非常に微妙で、連れていってくれた人に聞くわけよ、あなたは賛成か、反対かって。横でこっちもどきどきしながらじっと聞いてるんやけど、賛成の人に連れていってもらって反対の家に当たったら絶対あかんし、その逆も多々あるんですよね。私が少しの関係だけを見てみても相当ぎくしゃくした村民感情になってきているというのを感じるので、何ぼ小さな自治体でも、やっぱり一つの独立した佐那河内村という基礎自治体ですから、尊重してあげて、県としても協議会に指導するという形で積極的に介入をしていっていただきたいと思います。

木南委員

一点だけ、ちょっと気になるので質問しときます。今日の資料(その3)の5ページの林業戦略課の造林費、補正前が15億3,000万円余りの予算で、補正が4億6,800万円、これ、摘要を見ると森林の環境保全整備事業費ということなんですが、減額というか補正が多過ぎるので理由を教えてほしいと思います。

西條林業戦略課長

この補正予算4億6,746万8,000円につきましては、国費との内示差でございます。

木南委員

結局予算だけ国費くれなかったということですか。

(「はい, そうです」と言う者あり)

どういうこと。試算が悪かった。どういう意味なのか、もう一回。

西條林業戦略課長

当初予算で組んでおりましたけれども、先ほど申しましたように国の内示が少なかったということでございます。この事業につきましては、25年度からの繰越しの費用も8億2,000万円程度ございました。それで、当初予定していた分も含みまして事業を遂行する予定でございましたけれども、この分が減額になったということでございます。年間の事業量につきましては、前年に比べて若干少ないぐらいの事業で実施したということでございます。

木南委員

ちょっと待ってや。さっきから元木委員の質問,あるいは皆さんの質問,課長の答弁から言うと,森林の保全というのは非常に大事だという答弁を頂いてるにもかかわらず,森林の造林費がこれだけ減額される,あるいは国からの国庫補助がなかったんだと。これ,どういう意味かよく分からんのやけど,もう一回ちゃんと何の費用なのか,何で減額されたのか教えてほしいと思います。

西條林業戦略課長

間伐,作業道,植え付けといったもろもろの森林事業を実施する国庫補助でございます。 今回4億6,746万8,000円の減額につきましては国費との内示差ということでございますけれども,前年度からの繰越しが8億円余りございまして、26年度で実施した事業費といたしましては11億8,000万円程度になろうかと思っております。ということで,前年並みの事業は実施できたと。それ以上に国に要望してやる予定でしたけれども,内示が頂けなかったということでございます。

木南委員

もうひとつよう分からんな。結局国の内示情報がちゃんと得られていなかったということなんかな。

西條林業戦略課長

そういうこともあろうかと思いますけれども、県といたしまして森林整備を進めていか ないかんということで、そういう予算計上をしたということでございます。

木南委員

財源がちゃんと決まってないのに、つかみで予算組んだという話になりませんか。もうちょっと「「帳面に説明して。

河口林業飛躍局長

造林事業につきましては、これまでプロジェクトの推進であるとか自然環境の保全とか、 多角的に機能を推進するための核となる事業でもあります。そういった意味で、県も力を 入れてやっておるんですけれども、実施していく上で、場所であるとか、今年の場合でし たら台風、大雪等々がございまして、事業量には限界がございます。ですから、あたかも 私どもが森林林業を積極的にやる一方で、努力してないとか、姿勢が疑われるとか、そう いうものではございませんで、そういった部分の積み重ねでもって事業量が決まっていっ たと。実施していく上で、言いましたように前年度からの繰越しも多い事情もございまし たし、それで年間の総量がこういうふうな事態になって、それを追認する形での国の内示 になったと、そういったふうに解釈を頂けれたらと思います。よろしくお願いします。

木南委員

結局、逆なわけだ。した仕事について国庫の補助があるんやけども、できなかったから返すということですか。さっきの答弁は、国からお金がこなかったから仕事にならなかったという理解をしたわけやけども、そういうことやね。結局、事業量が思っただけ十分にできなかったんで、国庫支出金をお支払しましたということやね。

河口林業飛躍局長

おおむねそういうようなことでございます。できるだけ私のほうも、プロジェクトの推進、それから公益的機能の保護のために造林という事業を一生懸命やっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

木南委員

造林事業というのはやっぱり歴史を重ねていかなかったら、ちゃんとした森林というのは築いていけないと思うんです。皆さんの御努力はよく分かるんですけども、説明資料を見てみると、そういうふうな減額補正がなされとったんで、これはどういうことかと。一生懸命したんやけども台風等々で仕事ができなかった、それで国庫から負担していただけるお金が十分に使い切れなかったということだろうと思うので、できるだけ仕事を続けてほしいということを希望して、終わります。

黒﨑副委員長

私からも一点だけ御質問をさせていただきたいと思います。先ほど元木委員からも日本猿の管理という観点で御質問がございました。実は鳴門市の北灘,瀬戸辺りも日本猿の頭数が本当に増えまして、農業自体がどうこうというところを通り越して非常に危険な状況、小学生が襲われそうになったり、そんな状況が起こっておりますが、鳴門には猟師さんがもう二人しかいません。それは御兄弟で、相当高齢な方ですね。もう70歳半ばぐらい。その御兄弟が細々と、これもボランティアです、鉄砲の弾も全部持ち出しで。というのは、この3月議会でどうなるか分かりませんけど、今まで鳴門市はそういったものに補助はしてこなかった、用意していなかったということでございまして、その御兄弟お二人に相当

な負担がいきながら、私が知る限り十年ぐらいのことでございますが、一生懸命捕獲をやっていただいた。

財政課から頂いたこの資料を見ておりましたら、指定管理の鳥獣捕獲等事業というものができているということでございます。これ、日本鹿ということでお考えになっているということなんですが、私も少ない知識で間違っているかもしれませんけど、猟友会というのは場所の指定があると聞いております。例えば鳴門が困っているということになれば、指定管理という制度を使って鳴門に、恐らく猟友会の方がこういったことをお受けになるんだろうと思うんですけど、そういった場合に、これは日本鹿ですけど、猿の捕獲にこの制度自体を使えることに将来的になるのか、あるいは今回はならないのか、そのあたりのことをちょっとお尋ねしときたいと思います。

小椋自然環境戦略課長

ただいま、鳴門の狩猟者が今お二人しかいない状況の中、指定管理鳥獣捕獲等事業で対 応できないのかという御質問を頂いたかと存じます。初めに、この指定管理鳥獣捕獲等事 業ができた背景から述べさせていただきますが,今現在,剣山山系を中心としまして,日 本鹿の自然植生への食害によって生態系への影響が非常に大きい。その上に、副委員長か らもお話がありましたように、狩猟者が減少、高齢化している中、なかなか山奥で捕獲が 進んでいない一方で被害が常態化しているということを鑑みまして、県としましては、こ の減少、高齢化に対応した効率的な捕獲態勢の構築とか若手の狩猟者の育成、確保がやっ ぱり大事であろうということで政策提言を行ったところで、平成26年5月に鳥獣保護法が 改正され、保護に加えてこれからは管理も明確に位置付けてやっていくんだと。その一つ の柱としまして、特に日本鹿については全国でも問題になっておりますので、それを集中 的かつ広域的に捕獲する必要がある指定管理鳥獣という言葉で、県が主体となって捕獲が できるということでこの事業が創設されたところでございます。私どもとしましては政策 提言も行った経緯もありますので、積極的に活用して、今の県猟友会を例に挙げますと、 剣山の高標高で高齢化で人がいない所でも、剣山山系をぐるっと一囲みにして皆さんに応 援していただいて捕獲とかを進めることによって、今の被害対策、被害をなくすというこ とに取り組んでいければと考えております。

猿につきましては、現在のところは指定管理鳥獣に指定はされていないわけでございますが、一度昨年の11月にも知事から環境副大臣へ、指定管理鳥獣に日本猿も加えて捕獲を進めてほしい、それに必要な財源も確保してほしいと政策提言を直接行なっていただいたところでございます。それから県としましては、先ほども元木委員に答弁しましたように、日本猿の管理計画を作って、猿を減らしていこうという県独自の管理モデル、こういうものを一つのアイテムとしまして、再び国のほうに、是非猿なんかも加えることによって、狩猟者の減少とか高齢化に対応した効率的な捕獲態勢が組めるようにと。いずれにしましても、鹿に限らず猿とかほかのものもおりますので、そういう形で地域の方がお困りになっている鳥獣被害対策を進めていければと考えているところでございます。よろしくお願いします。

黒﨑副委員長

よく分かりました。一応やってみて、どうなるのかということもあろうかとは思うんですが、是非とも政策提言の中でそれが実現されますように、御努力をしていただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

丸若委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

本年度最後の委員会でありますので、一言、御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、終始熱心に御審議くださったこと、また、議事の運営に御協力賜ったこと、心から御礼を申し上げます。

また,福井県民環境部長をはじめ,理事者各位には,真摯に我々の質問にお答えを頂きましてありがとうございます。

今、年度末ということもありまして、我々も、またいろいろ新たな試練を受けるわけでございます。課題解決先進県、それと地方創生というしがらみの中で、多分皆さん方、これからいろんなプレッシャーを受けて政策立案ということになると思います。私たちももし次の議席を得ましたならば、いろいろ政策提案できるような活動をしていきたいと思っております。委員の方々の御健闘、そしてまた委員の中には新たなステージで活躍の場を求めておられる方もおりますので、御健闘をお祈りしております。

時節柄,何かとお忙しいとは思いますが,御自愛の上,ますますの御活躍と県勢の発展 を心から御祈念申し上げまして,御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうござい ました。

福井県民環境部長

本日、出席をいたしております理事者を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。 ただいま、丸若委員長から御丁重なお言葉を賜りまして、誠に恐縮をいたすところであ ります。丸若委員長、黒﨑副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、この一年 間、予算案、条例案をはじめとしまして、環境対策関係の様々な案件につきまして御審議、 御指導を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。

委員の皆様方から頂戴をいたしました貴重な御意見、御指導をしっかりと受け止め、今後の事務、事業の推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御支援、 御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方におかれましては、今後ますますの御活躍をお祈り いたしまして、甚だ簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。どうもあ りがとうございました。

丸若委員長

これをもって,環境対策特別委員会を閉会いたします。(14時09分)